

フラット35・新築住宅・一戸建て等における手数料

別表1-1 フラット35・財形(一戸建て等)

税抜(カッコ内は税込)単位:円

| 区分(※1) | 設計検査 | 現場検査 | |
|---------|--------------------|--------------------|--------------------|
| | | 中間現場検査(※2) | 竣工現場検査 |
| 確認併願 | 10,000 (11,000) | 10,000 (11,000) | 15,000 (16,500) |
| 単独申請 | 20,000 (22,000) | 20,000 (22,000) | 25,000 (27,500) |
| 設計評価併願 | 設計評価により省略 | 15,000 (16,500) | 15,000 (16,500) |
| 建設評価併願 | 設計評価により省略 | 建設評価により省略 | 10,000 (11,000) |
| 〈竣工済特例〉 | 確認併願(耐震除く) | 20,000 (22,000) | - (33,000) |
| | 単独申請(耐震除く) | 35,000 (38,500) | - (44,000) |

別表1-1-A 断熱構造等(一戸建て等)の加算手数料

税抜(カッコ内は税込)単位:円

| 基準 | 申請内容 | 断熱構造等の加算手数料 | |
|-------------------------|-----------------------------|--------------------|------------------|
| | | 設計検査 | 竣工現場検査 |
| 断熱構造等(※3) 設計検査を要するもの | 「断熱等級4以上」かつ「一次エネ等級4以上」の性能基準 | 15,000 (16,500) | 5,000 (5,500) |
| | 省エネ基準 + 結露防止措置の仕様基準 | 7,000 (7,700) | 3,000 (3,300) |
| | 省エネルギー断熱構造の証明書等(※4)添付によるもの | 4,000 (4,400) | 5,000 (5,500) |

JTC: 日本タリアセン

※1 区分

- ・「確認併願」とは、確認申請をJTCへ申請して、中間現場検査・竣工現場検査を同日検査する場合をいいます。
- ・「設計評価併願」とは、設計住宅性能評価をJTCへ申請して、フラット35(S)の基準等級を満たしている設計住宅性能評価書がある場合をいいます。
→ 住宅性能評価付の物件で、設計検査を省略する場合は、現場検査手数料のみとなります。
なお、設計検査が省略可能な物件であっても、設計検査から希望される場合は、設計検査手数料を加算します。
- ・「建設評価併願」とは、フラット35(S)の基準等級を満たしている設計住宅性能評価書でJTCへ建設評価の申請をして、かつ同日検査する場合をいいます。

※2 中間現場検査省略

- ・中間検査を省略できる場合は、JTCにて建築基準法の特定工程の検査で代替する場合、または、JTCにて住宅瑕疵担保保険の躯体工事の検査で代替する場合に限ります。(中間検査を省略する場合は、「中間現場検査」手数料が除かれます。)

※3 断熱構造等の加算

- ・令和5年4月1日以降の設計検査申請分(建築確認日等が令和5年3月31日以前のものとは除く。)において
 - ①(性能基準)「断熱性能等級4以上」かつ「一次エネルギー消費量等級4以上」
 - ②(仕様基準)建築物エネルギー消費性能基準+結露防止措置
 の設計検査及び竣工検査が必要になります。

※4 フラット35 証明書等

- ・JTCで取得した証明書等の添付によるものは、設計検査の加算手数料は0円となります。
- ・証明書等とは
 - ① 長期優良住宅認定通知書(令和4年10月以降に技術的審査を行ったものに限る。)
 - ② 低炭素建築物認定通知書
 - ③ BELS評価書
 - ④ 建築物エネルギー消費性能向上計画認定通知書
 - ⑤ 集約都市開発計画認定通知書
 を活用するもので、フラット35の断熱構造等の基準等級を証明する場合をいいます。

フラット35S・新築住宅・一戸建て等における加算手数料

別表1-2 フラット35S・財形(一戸建て等)、特に優良な基準(金利Aプラン)・優良な基準(金利Bプラン)・ZEH基準

税抜(カッコ内は税込)単位:円

| 種別 | 基準 | 申請内容 | 別表1-1のフラット35の加算手数料 | | |
|---------|---------|-------------------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| | | | 設計検査 | 現場検査 | |
| | | | | 中間現場検査 | 竣工現場検査 |
| 省エネルギー性 | 金利A・金利B | 断熱等性能等級・一次エネルギー消費量等級の審査を要するもの | 20,000 (22,000) | - - | 10,000 (11,000) |
| | | フラット35S証明書等(※5)添付によるもの | 5,000 (5,500) | - - | 10,000 (11,000) |
| | ZEH基準 | ZEH基準でBELS評価書(※5)添付によるもの | 10,000 (11,000) | - - | 15,000 (16,500) |
| | | ZEH基準の審査を要するもの | 30,000 (33,000) | - - | 30,000 (33,000) |
| 耐震性 | 金利A・金利B | JTCで耐震等級の構造審査を実施したもの | 10,000 (11,000) | 10,000 (11,000) | 10,000 (11,000) |
| | | 上記以外で耐震等級の構造審査を要するもの | 30,000 (33,000) | 20,000 (22,000) | 10,000 (11,000) |
| 耐久性・可変性 | 金利A | 長期優良住宅の認定通知書(※5)添付によるもの | 5,000 (5,500) | 5,000 (5,500) | 10,000 (11,000) |
| | 金利B | 劣化対策等級3かつ維持管理対策等級2以上の審査を要するもの | 15,000 (16,500) | 10,000 (11,000) | 10,000 (11,000) |
| バリアフリー性 | 金利A・金利B | 高齢者等配慮対策等級の審査を要するもの | 20,000 (22,000) | - - | 10,000 (11,000) |

別表1-1のフラット35の手数料に加算となります。

JTC: 日本タリアセン

※5 フラット35S 証明書等

- ・ JTCで取得したフラット35S証明書等の添付によるものは、設計検査の加算手数料は0円となります。
- ・ フラット35Sにおける、別途証明書等
 - ① 長期優良住宅認定通知書(新基準となる断熱構造を満たすものは、令和4年10月以降に技術的審査を行ったものに限る。)
 - ② 低炭素建築物認定通知書
 - ③ BELS評価書
 - ④ 建築物エネルギー消費性能向上計画認定通知書
 - ⑤ 集約都市開発計画認定通知書
 を活用するもので、証明書等がフラット35Sの基準等級を満たしている場合をいいます。

別表1-3 軽微変更届出書(一戸建て等)

税抜(カッコ内は税込)単位:円

| 区分 | 種別 | 手数料 |
|------|-------------------|--------------------|
| 軽微変更 | 省エネルギー性の技術基準に係る変更 | 10,000 (11,000) |
| | 耐震性の技術基準に係る変更 | 10,000 (11,000) |
| | 上記以外の変更 | 4,000 (4,400) |

注意事項

- ・ 維持保全型は、長期優良住宅の認定通知書添付によるフラット35Sの加算手数料を適用します。
- ・ 一戸建て等で「重ね建て」または「連続建て」の長屋の場合、住戸数が2戸を超える場合において、フラット35は5,000円/戸(税込5,500円/戸)、フラット35Sは9,000円/戸(税込9,900円/戸)が設計検査、現場検査に加算されます。
- ・ 適合証明現場検査で業務実施者が出張する場合は、上記手数料とは別にJTCが定める出張手数料規程に基づく出張手数料が加算されます。
- ・ フラット35S検査手数料は、1分野に対する検査手数料とします。複数希望される場合は、別途見積とさせていただきます。
- ・ 申請者が適合証明書を紛失した場合の再交付手数料は、5,000円(税込5,500円)とします。
- ・ JTCが副本配送する場合は、1,000円(税込1,100円)の手数料が別途掛かります。
- ・ その他で記載の無いものについては、別途見積とさせていただきます。